

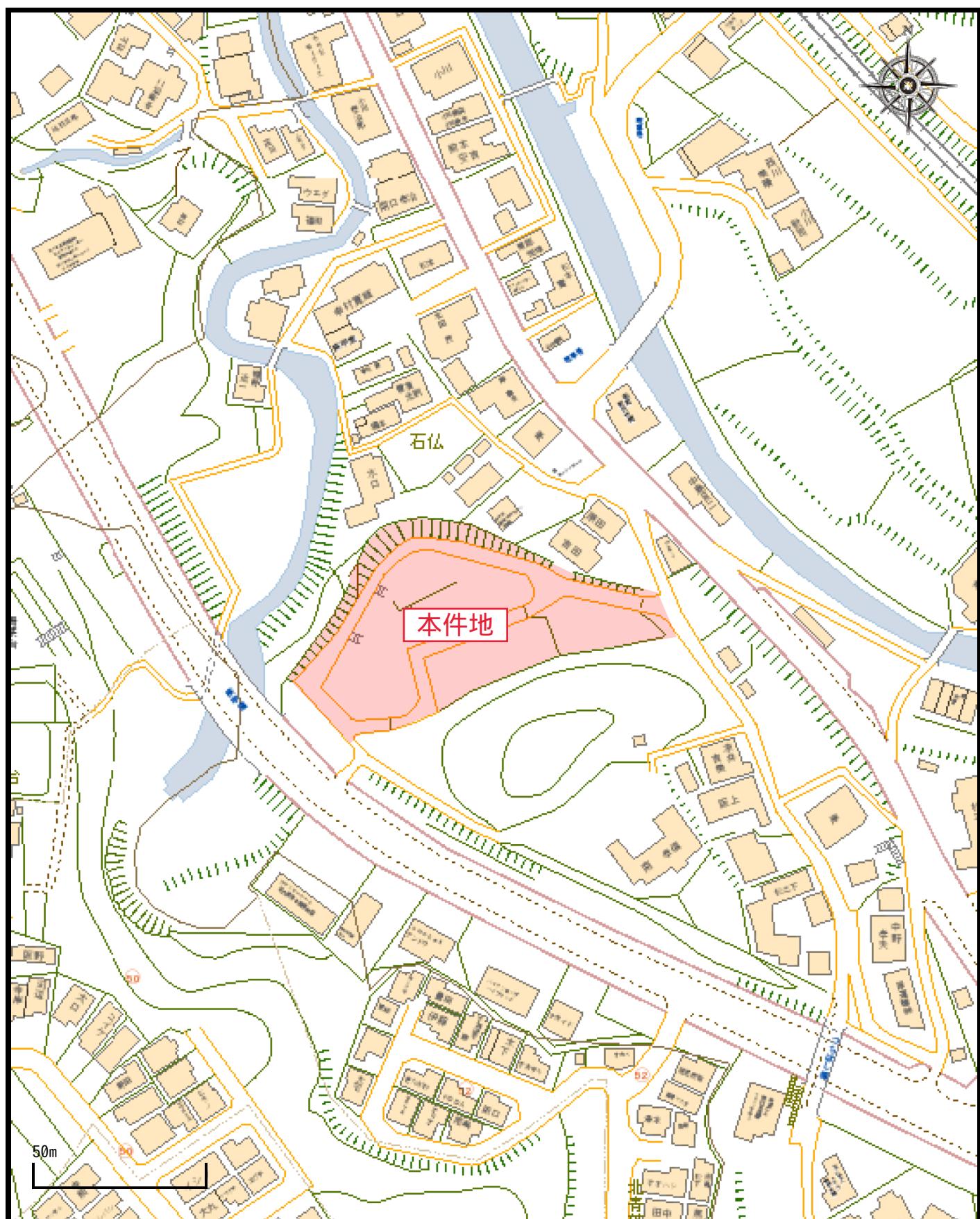
土地の情報（財-7-1）			
物 件	河内長野市石仏895番1 雜種地 4016m ²		
都市計画区域	用途地域	建ぺい率	容積率
市街化区域	第二種住居地域	60%	200%
建築協定	建築協定地区には含まれていません。		
法令による規制等	外壁の後退距離：なし 絶対高さ制限：なし 防火地域等の指定：法22条区域 道路斜線制限：あり 隣地斜線制限：あり 北側斜線制限：なし 高度地区：3種高度 高度利用地区：なし 日影規制：あり 立地適正化計画（都市機能誘導区域外、居住誘導区域外） 敷地の最低規模：80 m ²		
接道などの状況	東側（市道石仏1号線） 建築基準法第42条第2項道路、約13m接道 西側（国道371号） 建築基準法第42条第1項第1号道路、国道敷地と約32m接面 ※道路部分と本件地の間に擁壁が介在しています。 なお、本件地内にある道路状の部分は、令和4年3月31日に供用廃止されています。		
供給処理設備	電 気：引き込み可（管理者）関西電力 上水道：引き込み可（管理者）河内長野市 上下水道部水道課 ※分担金が必要となります。 下水道：引き込み可（管理者）河内長野市 上下水道部下水道課 ※受益者負担金が必要となります。 ガ ス：引き込み不可（プロパンガス）（管理者）大阪ガス		
その他	1. 土壌汚染調査は行っていません。 2. 地盤強度調査は行っていません。 3. 埋蔵文化財包蔵地に該当します。詳しくは、社会教育第2課に確認してください。 4. 土地利用条件について 売買契約の締結から5年以内に建築面積500m ² 以上の堅牢で恒久的な建造物を建築、かつ3年以内にその開発申請を河内長野市へ提出してください。 この条件が達成できない場合は、河内長野市の買戻権を行使し、違約金と相殺した上で契約を解除します。 5. 西側国道敷にある擁壁について		

	<p>本件地に出入りするため必要であれば、当該擁壁を一部撤去することは可能です。撤去する場合は、事前に大阪府富田林土木事務所に協議してください。また、国道側に出入口を新設することに関して、河内長野警察に協議してください。</p> <p>6. 本件地内の関電柱について</p> <p>本件地内にある関電柱は、近隣住民の利用に供されているため、その機能の維持に努めてください。移設する場合は、関西電力送配電のホームページから申込みをし、協議してください。移設には4～5か月の期間がかかります。</p> <p>7. 本件地内のNHK共聴アンテナ柱について</p> <p>本件地内にあるNHK共聴アンテナ柱は、近隣住民の利用に供されているため、その機能の維持に努めてください。移設する場合は、移設費用の負担も含めて片添石仏テレビ共同受信施設組合と協議してください。</p> <p>8. 本件地内のごみ置場について</p> <p>本件地内にあるごみ置場は、近隣住民の利用に供されているため、移設する場合は、事前に自治会と協議してください。</p> <p>9. 本件地内の残存構造物などについて</p> <p>本件地は以前、市営住宅用地であったため、擁壁・間知ブロック・石積み・階段・アスファルト舗装・道路側溝・フェンス・マンホール・地中水道管・植栽・石などの構造物が残存していますが、現状有姿で引渡します。残存構造物については、有効利用もしくは法令に従って適切に処分してください。</p> <p>10. 上下水道について</p> <p>水道を引く場合は分担金が必要となります。また、本件地内には、東側の（市道石仏1号線下の）配水管に接続した私設管（ポリエチレンパイプ）が残存しております。詳しくは、水道課までご確認ください。</p> <p>将来、下水道施設を利用する場合は受益者負担金（530円／m³）が必要となります。詳しくは、下水道課までご確認ください。</p> <p>11. 本件地に係る土砂災害（特別）警戒区域について</p> <p>本件地は一部、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域に指定されています。土地利用にあたっては、関係法令に従ってください。</p> <p>12. 盛土法、景観法に該当します。</p> <p>13. その他の各種法令・規制等については各自で確認してください。</p>
--	---

位置図



付近見取図



1 / 1,500

航空写真



1 / 1,500

公用

大阪府河内長野市石仏895-1

全部事項証明書

(土地)

表題部 (土地の表示)			調製	平成16年11月15日	不動産番号	1224000010734
地図番号	余白	筆界特定	余白			
所 在	河内長野市石仏				余白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積 m ²			原因及びその日付 [登記の日付]	
895番	府営住宅用地	4509	45	余白		
895番1	余白	4148	53	①③895番1、同番2に分筆 〔昭和57年3月24日〕		
余白	余白	4016	30	③錯誤 〔平成14年7月31日〕		
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成16年11月15日		
余白	雑種地	4016		②③平成15年12月9日地目変更 〔令和7年10月23日〕		

権利部(甲区) (所有権に関する事項)

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	合併による所有権登記	昭和39年12月19日 第5264号	所有者 河内長野市 順位7番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成16年11月15日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和7年11月4日

大阪法務局富田林支局

登記官

畠山尚江

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

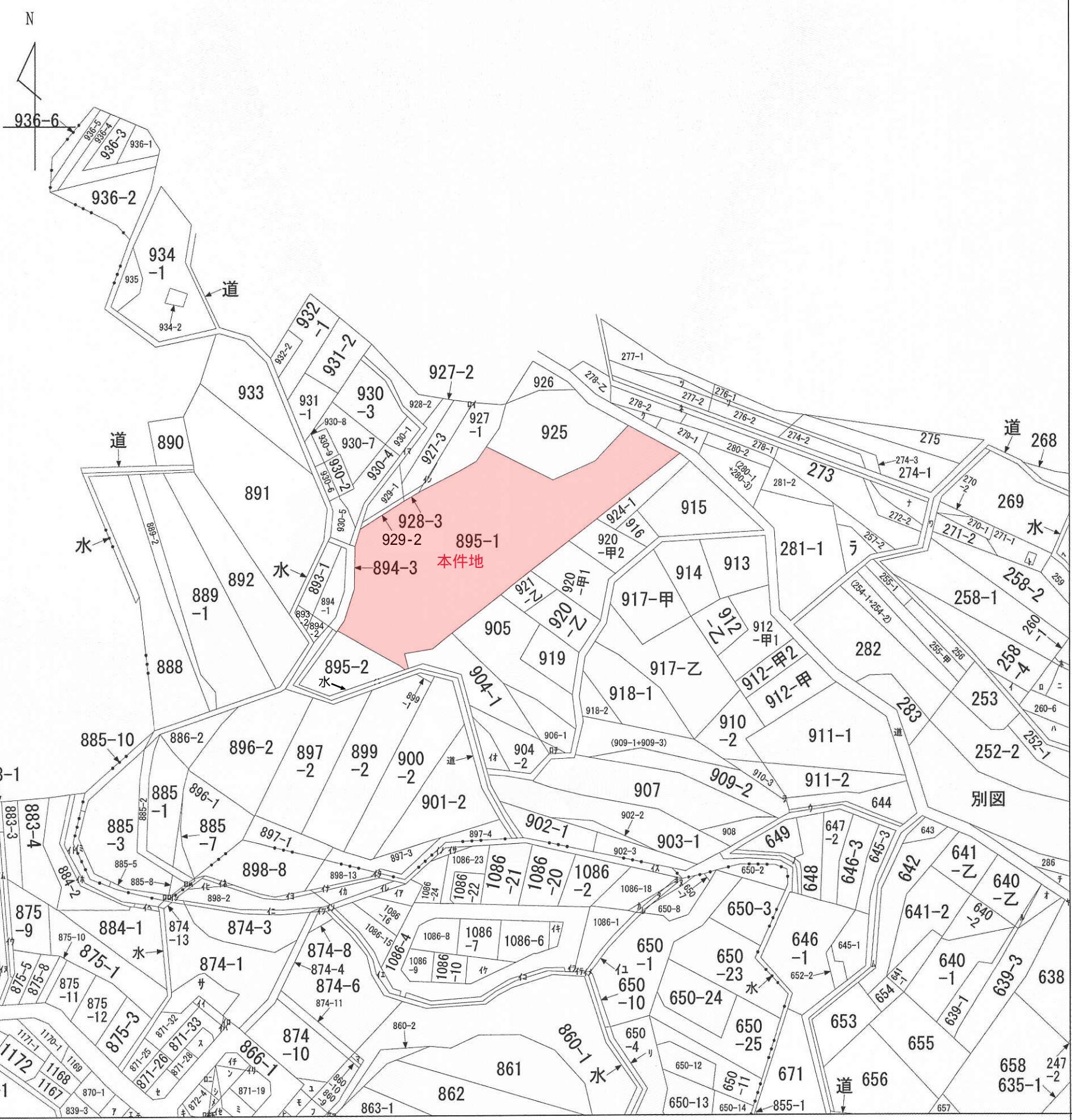
整理番号 D47420 (1/1)



1/1

公図

イ 258-3
ロ 260-2 ハ 260-3
ニ 260-4 ホ 260-7
ト 287 リス 650-19
ル 650-9 つづく



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	河内長野市石仏				地番	895番1
出縮尺	縮尺不明	精度区分	乙二	座標系番号又は記号	/	分類	地図に準ずる図面
作成年月日				備付年月日 (原図)			
						補記項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年6月16日
大阪法務局富田林支局

請求番号：8-1
(1/2)

登記官

畠山尚江



公用

公用

登記年月日：平成14年7月31日

令和7年6月16日

大阪法務局富田林支局

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

登記官

畠山尚江



作製者

大阪府富田林市山手町24番4号
測量士 宮崎 勝
登録番号第54919号



(平成14年7月23日作製)

申請人

河内長野市長 橋上義泰



縮尺

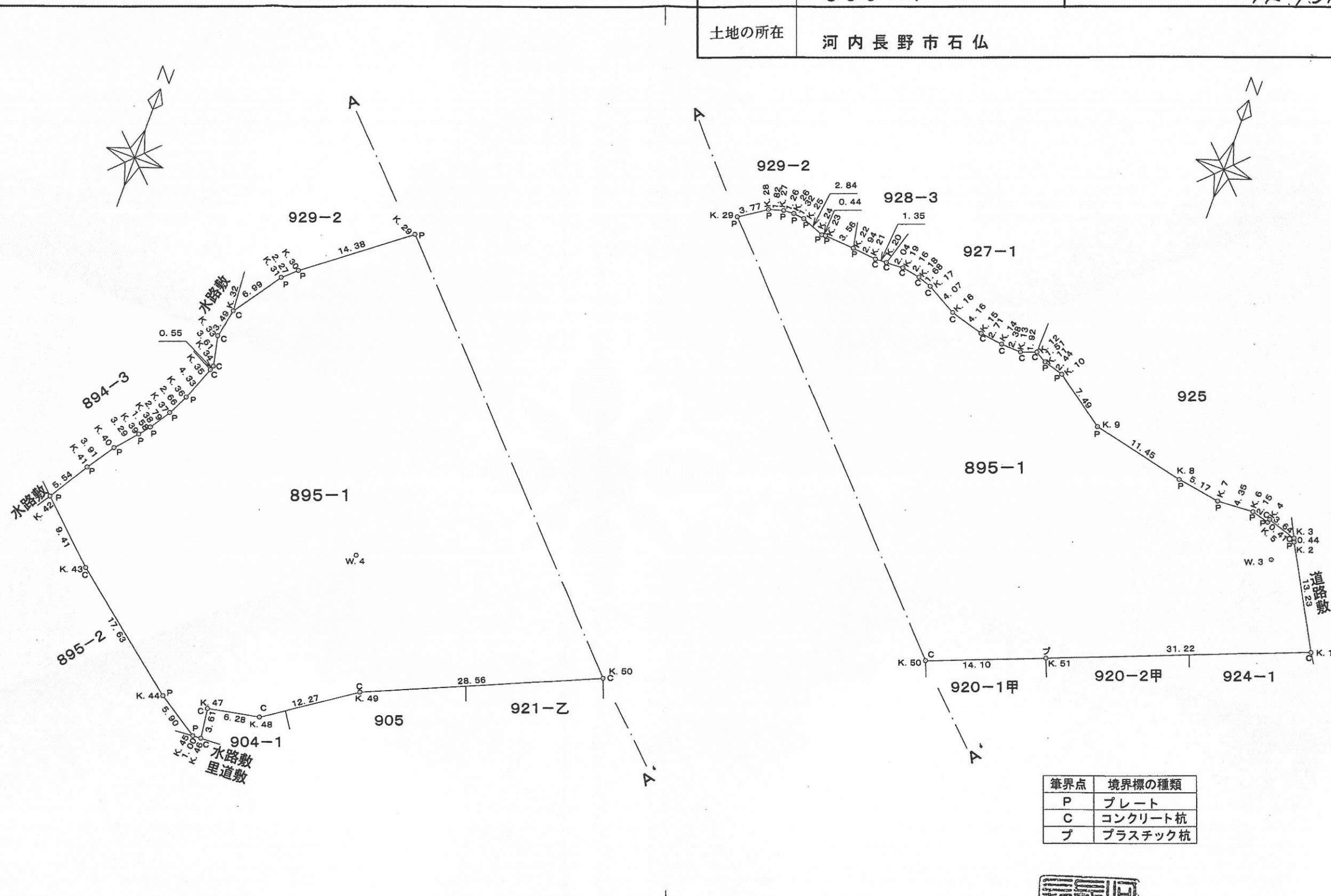
1/500

0144054

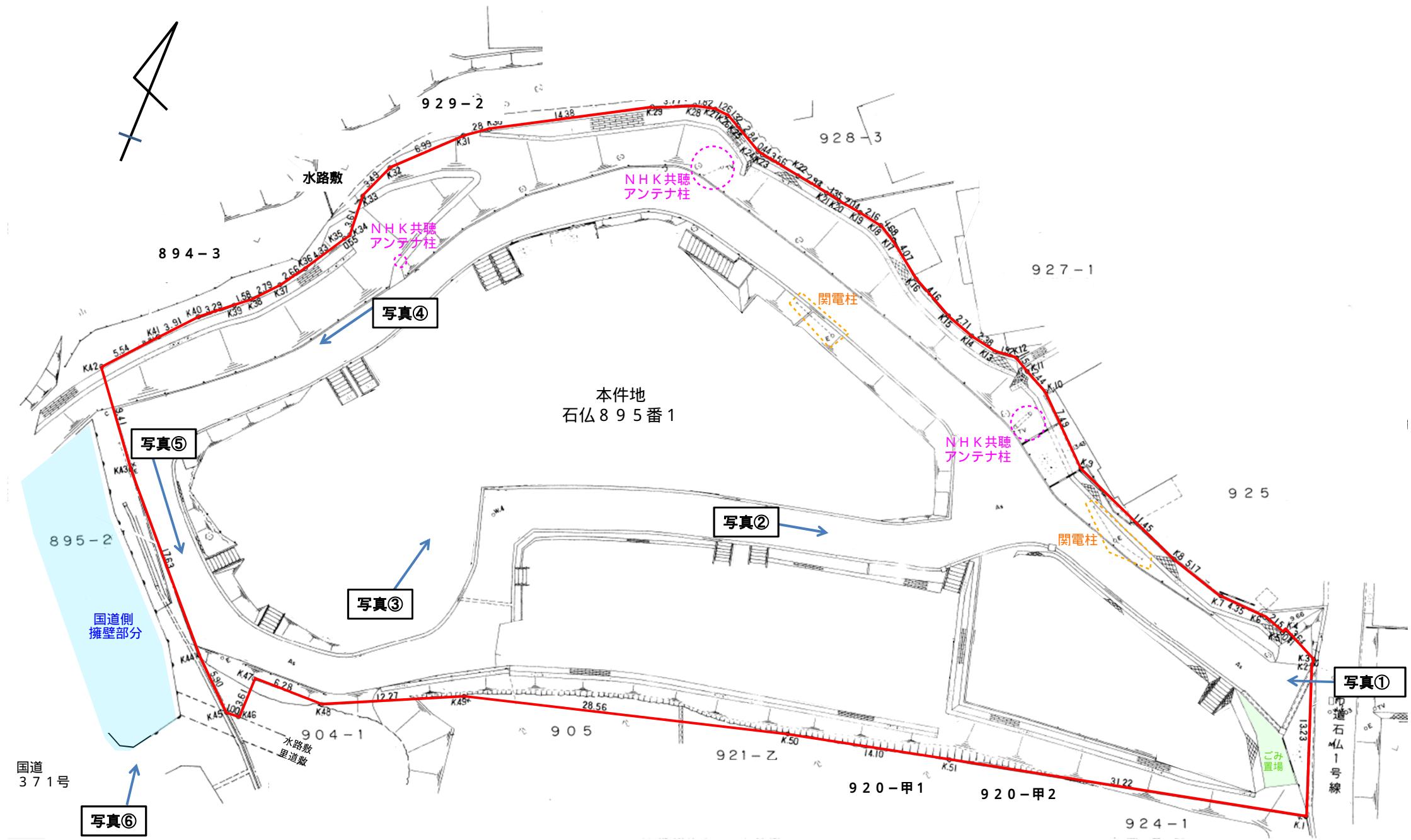
前・後・新

地番 895-1

地積測量図

1/2
14.7.31

現況図



写真①



写真②



写真③



写真④



写真⑤



写真⑥



土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2)

